

琵琶湖保全再生対策特別委員会
平成 28 年（2016 年）5 月 25 日
琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の策定について

1. 琵琶湖保全再生計画の策定について

平成 27 年 9 月 28 日に公布・施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、平成 28 年 4 月 21 日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が定められた。

これを受け、県では、県議会での議論はもとより、市町や関係府県、住民や関係団体など多様な主体の皆さまとの幅広い意見交換などを踏まえ、琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）を策定する。

【参考：琵琶湖保全再生法第 3 条第 1 項】

「滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）を定めることができる。」

2. 「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」の内容

別添 1 のとおり

3. 琵琶湖保全再生法の概要と琵琶湖保全再生計画の位置づけ（法第 3 条）

別添 2 のとおり

4. 計画の策定体制と必要な手続き

- (1) 滋賀県琵琶湖保全再生推進本部における府内調整
- (2) 県議会への報告および審議
- (3) 滋賀県環境審議会琵琶湖総合保全部会での審議
- (4) 関係地方公共団体への意見聴取（法第 3 条第 4 項）
- (5) 住民、NPO、関係団体、事業者等の意見反映（法第 3 条第 4 項）
- (6) 主務大臣への協議（法第 3 条第 4 項）

5. 策定の時期

今年度中の策定を目指す

6. これまでの経緯

- ・平成 27 年 9 月 16 日
「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」成立
- ・平成 27 年 9 月 28 日
「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」公布、施行
- ・平成 28 年 2 月 18 日～3 月 2 日
「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」に係るパブリックコメント
- ・平成 28 年 4 月 21 日
「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」策定

琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針

1. 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針

(1) 趣旨

琵琶湖は、約 400 万年の歴史を有する我が国最大の湖であり、近畿圏においては治水上又は利水上重要な役割を担ってきている。そのように公益的な役割を担う湖であるとともに、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものである。

しかしながら、琵琶湖においては、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未だ達成しておらず、アオコも依然として発生していることに加え、水草の大量繁茂及び外来動植物の増加等の新たな課題が生じており、琵琶湖の総合的な保全及び再生の取組を実施する必要性が高まっている。こうした状況に鑑み、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐる状況の変化を踏まえ、琵琶湖と人との共生を基調とし、多様な主体の参加と協力を得て実施する琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策（以下「琵琶湖保全再生施策」という。）について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成 27 年法律第 75 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、本基本方針を策定するものである。

なお、琵琶湖の保全及び再生に当たっては、以下が重要であるとの認識の下、これらを行うものとする。

- ① 琵琶湖の重要性や現状、保全及び再生の必要性について国民の幅広い共感を得るよう努めること
- ② 琵琶湖の保全と多様な産業活動等活力ある暮らしとの共存を図るよう努めること
- ③ 琵琶湖の価値を将来にわたって共有できるよう努めること

これらを踏まえつつ、琵琶湖保全再生施策を総合的かつ効果的に推進することで、多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにいる人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。

(2) 多様な主体の協働

琵琶湖保全再生施策は、その対象が森林、農地、市街地、河川、湖辺、湖内等の広範多岐にわたり、かつ、相互に密接な関係を有している。また、琵琶湖と人々との関わりも多様であり、関わる主体も国及び関係地方公共団体のみならず個人、事

業者、特定非営利活動法人等様々であることから、多様な主体が琵琶湖の保全及び再生に対する認識を共有するとともに、それぞれの知見を活用し、より一層の連携を図ることが必要である。

(3) 調査研究等

琵琶湖の生態系の変化や水質汚濁などに関するメカニズム等には未解明な部分が多く、諸課題の抜本的な解決には至っていない現状にある。多岐にわたる分野において、継続的な知見の集積に努めるとともに、蓄積された研究成果を有効に活用してメカニズムの解明や課題の抜本的解決のために必要な調査研究等を行っていくことが必要である。

また、調査研究を効果的かつ効率的に推進するため、国、関係地方公共団体及び各研究機関等の連携・情報共有等をより一層図っていくことが必要である。

2. 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項

琵琶湖の保全及び再生を行うに当たっては、琵琶湖の各水域における状況等も踏まえた施策の推進を図るものとする。

(1) 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項

琵琶湖の水質の汚濁の防止のために水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）等に基づく工場及び事業場の排水対策、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の計画的な整備による生活排水対策、農業用排水施設の計画的な整備等による農地及び市街地等からの流出水対策、琵琶湖への流入河川及び琵琶湖内における水質保全対策等を図るよう努めるものとする。

また、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の社会資本については、適切な維持・管理・更新を行うよう努めるものとする。

(2) 水源の涵養に関する事項

琵琶湖の水源の涵養を図るため、琵琶湖の集水域に存する森林については、水源涵養保安林等の適正な配備を進めつつ、適切な整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除等を図るよう努めるものとする。また、水源涵養機能を有する農地の確保、保全及び整備を行う等、農地における貯留機能の向上等を図るよう努めるものとする。

(3) 生態系の保全及び再生に関する事項

イ 湖辺の自然環境の保全及び再生

琵琶湖の生態系の保全及び再生を図るため、琵琶湖の生態系にとって重要なヨシをはじめとした在来植物の群落の保全及び再生を図るほか、魚類等の生息・繁殖環境としても重要な湖辺域を形成する内湖、砂浜、自然の湖岸等の環境の保全及び再生並びに陸水域における連続性の確保を図るよう努めるものとする。

ロ 外来動植物による被害防止

琵琶湖においてオオバナミズキンバイ、オオクチバス等の外来動植物による生態系及び漁業への被害が問題となっていることから、これらの外来動植物の防除を行うとともに、効果的な防除方法の検討等を行うよう努めるものとする。

ハ カワウによる被害防止等

カワウによる漁業及び植生被害を防止するため、広域的な連携のための協議会を設置するとともに、カワウの生息状況や被害状況の調査に基づく防除措置等の有効な実施に関する支援を行い、カワウの防除措置、捕獲等による個体数の管理、森林の整備及び保全等カワウの被害に係る自然環境の回復を図るよう努めるものとする。

ニ 水草の除去等

底質の保全及び改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保等のため、大量繁茂している水草の除去のほか、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成及び湖岸に漂着したごみの処理に努めるものとする。

また、水草の除去方法や有効利用等について検討するとともに、抜本的な課題解決のために必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(4) 景観の整備及び保全に関する事項

琵琶湖が歴史的な景勝地としても国民の貴重な財産であることに鑑み、琵琶湖及び琵琶湖を中心とする周辺地域の一体的な景観の整備及び保全に努めるものとする。さらに、伝統的知識・技術・文化の継承・保全を図りつつ、文化的な価値があるとして文化庁により選定された重要文化的景観を次世代へと継承するよう努めるものとする。

(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

イ 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興に関する事項

多様な生物を育む水田の整備等環境に配慮した農業のほか、琵琶湖流域の森林の多面的機能の発揮に貢献する林業、木材の有効活用に関連する産業その他琵琶湖の保全及び再生に資する環境関連産業等、琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興を図るよう努めるものとする。

ロ 水産資源の適切な保存及び管理等に関する事項

琵琶湖における水産資源を回復し、漁業の振興を図るために稚魚の放流等水産動物の種苗の放流、砂地造成等漁場の整備及び保全、資源管理型漁業の推進等により、水産資源の適切な保存及び管理等を図るよう努めるものとする。

ハ 観光、交通その他の産業に関する事項

琵琶湖及びその周辺に存在する多様な自然観光資源を保全しつつ持続的に活用

するエコツーリズム等の推進を通じて観光を振興し、地域活性化への貢献を図るよう努めるものとする。

また、琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化を図るよう努めるものとする。

(6) 教育の充実等に関する事項

農業体験、魚を学ぶ体験学習、森林・林業体験、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、琵琶湖の自然環境に関する教育の充実を図るとともに、琵琶湖の多面的な重要性を幅広く広報・啓発し、琵琶湖の保全及び再生に関する国民の関心と理解を深めるよう努めるものとする。

3. その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

(1) 琵琶湖保全再生推進協議会に関する事項

国、関係地方公共団体等は、必要に応じて琵琶湖保全再生推進協議会を組織し、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うとともに、琵琶湖保全再生施策の実施に関し連携を図るよう努めるものとする。

(2) 資料の作成及び公表に関する事項

琵琶湖の保全及び再生の状況並びに琵琶湖の保全及び再生に関して講じた施策に関して作成した資料は、適時に、かつ、適正な方法により公表するとともに、国民への琵琶湖に関する理解促進及び普及啓発のための情報発信を積極的に行うよう努めるものとする。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律の概要

○ 目的（第1条）

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資する。

○ 基本方針・琵琶湖保全再生計画の策定・実施

基本方針〔国〕（第2条）

- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針
- ◇ 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項
- ◇ その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要な事項

琵琶湖保全再生計画〔滋賀県〕（第3条）

- ◇ 計画期間
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する方針
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項
 - ・ 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項
 - ・ 水源の涵養に関する事項
 - ・ 生態系の保全及び再生に関する事項
 - ・ 景観の整備及び保全に関する事項
 - ・ 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項
 - ・ 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項
 - ・ 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項
- ◇ その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項

国による支援（第4条～第6条）

- ・ 財政上の措置
- ・ 地方債についての配慮
- ・ 資金の確保等

関係者の協力（第7条）

琵琶湖保全再生推進協議会（第8条）

主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長が琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議

○ 国及び関係地方公共団体が講すべき施策（第9条～第23条）

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| ・ 調査研究等 | ・ 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興 |
| ・ 水質の汚濁の防止のための措置等 | ・ エコツーリズムの推進等 |
| ・ 森林の整備及び保全等 | ・ 湖上交通の活性化 |
| ・ 湖辺の自然環境の保全及び再生 | ・ 景観の整備及び保全 |
| ・ 外来動植物による被害の防止 | ・ 教育の充実等 |
| ・ カワウによる被害の防止等 | ・ 多様な主体の協働 |
| ・ 水草の除去等 | ・ 資料の作成及び公表 |
| ・ 水産資源の適切な保存及び管理等 | |

○ 施行期日等（附則）

1. 公布の日から施行
2. 法律の施行の日から5年以内に必要な見直し